

令和4年度第8回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 11月10日(木) 午後1時30分から午後3時15分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (21名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵緑
委員			委員		
〃	2番	村田幸範	〃	15番	上田壽一
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内敏博
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川重雄
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤利一
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森潔
〃	9番	猪口実	〃		
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田和廣
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷隆
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤修
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永正司

4. 欠席委員 (2名)

委員	14番	福安修	委員	20番	香川恵
----	-----	-----	----	-----	-----

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：14名)

旧市	川島忍	旧市	霜田英之
邑美	有本知勝	邑美	山根昌博
せんだい	有田裕	高草	民谷富男
高草	佐藤徳太郎	国府町	山本良文
国府町	小林徹	福部町	谷口泰彦
気高町	角田完	気高町	田中清晴
青谷町	伊藤茂	青谷町	大石剛史

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 46号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 47号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 48号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 49号	非農地証明について
議案第 50号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第 51号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	ただ今から、令和4年度第8回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省略します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局 長	まず、定足数の確認ですが、議席番号14番 福安委員、議席番号20番 香川委員より欠席の報告がありましたので、委員23名中21名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号12番 福田(淳)委員、13番 山田(準)委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号32番から整理番号37番までの6件ありますが、35番の数津の件については利用権の解約手続きが出来ていないため取下げとなりました。したがって、35番を除いた計5件の審議となります。 整理番号32番は気高町下坂本で売買による所有権移転、整理番号33番は福部町海士で売買による所有権移転、整理番号34番は福部町細川で公共事業による代替地の交換による所有権移転、整理番号36番は桂見で売買による所有権移転、整理番号37番は久末で売買による所有権移転となっております。 すべての申請が農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	整理番号32番を審議します。担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員	11月2日に推進委員の椿さんと事務局と私の3名で現地確認をいたしました。 当日、譲受人は仕事があり出席をしていただけませんでした。いろいろ確認しましたところ、譲受人は下光元なので距離は少しありますが、既に申請地の隣の農地を所有され耕作されておりました。大型のトラクター、コンバイン等々大型の機械を一般の方以上に多く所有され、3町6反耕作されており、問題ないと判断しました。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号32番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号33番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員	11月4日に香川委員、事務局、譲受人と私の4名で現地確認をいたしました。 土地は、以前、この集落に住んでおられた方の土地でその集落に家はなく、なかなか来て管理するのが大変だということで譲られるということです。

		<p>現状としては管理しておられて、直ぐにも耕作できるような状態でございました。譲受人はラッキョウを1町2反くらい、梨が20アール、水田が15アールで作っておられて、この土地は野菜を作られておられるということです。この状況で第3条申請については何ら問題ないと思います。</p>
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので採決に移ります。 整理番号33番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号34番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。</p>
谷口(泰)委員		<p>11月4日の同じ日に現地を見ました。 譲受人の方は、出席できなかったんですけど、現地に行ってみました。この土地は細川で河川改修の拡張工事が行われていて、その中に譲受人の土地が含まれており、その代替地を県の県土整備事務所より同じようなところを譲り受けられたということがございます。 譲受人の実家が細川にあり、水稻が33アール、ラッキョウが20アール、野菜等を作っておられて、耕作については何ら問題ないと思いますし、許可についても問題ないと思います。</p>
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので採決に移ります。 整理番号34番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号36番を審議します。担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。</p>
福田(淳)委員		<p>10月31日に推進委員と事務局と3人で現地調査をいたしました。なお、譲受人と事前調整で何度か私と話をしています。 譲渡人は分家、譲受人は本家の関係になります。譲渡人の方は病気がちで体が悪く、子供もいない、ずっと耕作放棄の状態でございました。 まず、水田が2筆ございまして、細長い土地なのですが譲受人が耕作する形になります。それから、もう後2筆ありまして、湖山池の塩分化に伴う補償事業で現在は牧草が作ってあるところがございます。譲受人が昔から農業をやっておりまして、トラクターも持っておりますし、やる気もあります。村の中でも中心的なリーダー的存在で、やってくれるのだらうと思います。そういうことで承認をお願いします。</p>
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので採決に移ります。 整理番号36番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号37番を審議します。担当推進委員、山根委員の報告をお願いします。
山根委員		譲渡人の住所が大阪になっておりますが、(出身は)久末の間でございまして、高校までおられました。大学からずっと大阪の方におられます。長男さんもおられますけど、やはり高校までは鳥取におられました。大学から仙台で過ごされておられます。実家のおじいさん、おばあさんが亡くなられて、(時々、)大阪から帰られて(農地の)面倒を見ていたのですけど、田んぼがたくさんありまして、ほとんど久末の人に売買されました。この度、墓じまいをするということで、農地が少し残っておりまして、この度これを全部始末してやりたいとこのこととございまして。譲受人は会社員ですが、おじいさんが長年、1町くらいの田んぼを作っておられますので、買われてもなんら問題はないと思います。
議	長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
下田委員		今、山根委員が説明されたように、その場所は水稻、野菜作りには不向きな場所でありますので、果樹でも栽培しようということとございまして、よろしく協議の程お願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号37番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号12番と13番の2件です。 整理番号12番、申請地は河原町佐貫、転用目的は墓地。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号13番、申請地は松原、転用目的は駐車場。農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。
議	長	整理番号12番を審議します。担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員		推進委員、事務局、所有者で現地確認を行いました。付近は柿の樹園地が広がっています。申請地も果樹園でその一部を墓地にしたいとこのことです。今あるのは果樹園の奥にあります。車も通ることはできなく参りにくいので移設されるそうです。周辺農地には影響はなく、問題ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号12番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番号13番を審議します。担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。

<p>福田(淳)委員</p>	<p>10月31日に推進委員と現地確認を行いました。申請人には電話で確認しております。吉岡温泉インターチェンジから吉岡温泉に向かう県道沿いで、農振除外されており、20年以上前に不動産会社から購入して整地したが、再々に渡り農地として活用するように指導を受けて果樹を植えているが、管理がしにくいので駐車場に転用するものです。農地への影響はないと判断してやむを得ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので採決に移ります。 整理番号13番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第48号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>整理番号は35番から43番の全部で9件ですが、整理番号37番は、令和4年7月に許可した譲受人が着工していないため審議いたしません。整理番号41番は、申請に必要な書類がそろわなかったため審議いたしません。 整理番号35番、申請地は国府町町屋、転用目的は住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。 整理番号36番、申請地は国府町町屋、転用目的は駐車場、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。 整理番号38番、申請地は気高町北二丁目、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。 整理番号39番、申請地は杉崎、転用目的は住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。 整理番号40番、申請地は嶋、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。 整理番号42番、申請地は鹿野町今市、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。 整理番号43番、申請地は鹿野町今市、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、整理番号35番と36番を一括で審議します。申請代理人の藏内農業委員には退席していただき、担当推進委員、小林(徹)委員の報告をお願いします。</p>
<p>小林(徹)委員</p>	<p>11月1日、福田農業委員、事務局、申請代理人、私で現地確認を行いました。申請地は県道沿いで、近くに郵便局の前になります。親族所有地に分家住宅を建てて、隣の土地を駐車場として利用することです。周辺農地は所有者だけで影響はなく、過去に違反転用もありません。他のチェック項目も問題ありませんので、許可は妥当と判断いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>引き続き、担当農業委員、福田(克)委員の報告をお願いします。</p>
<p>福田(克)委員</p>	<p>先ほどの報告に少し補足します。整理番号35番だけでは接道がないため、整理番号36番を購入し、一体的利用で県道と接道するものです。面積が大きいです。本家への道が狭く降雪時などに申請地に置くように考えられています。周辺に影響はないので問題ないと思います。</p>

議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号35番、36番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号38番を審議します。担当推進委員、田中(清)委員の報告をお願いします。
田中(清)委員		11月7日、中村(精)農業委員、角田推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。申請地は最近まで耕作されていたようです。2階建ての住宅を建築されます。造成は現状のままで、雨水は道路側溝、汚水は公共下水道へ放流されます。周辺の状況は、東側、南側に住宅。北側は道路。西側は畑地ですが、その間に境界ブロックをされるようになっています。住宅地の中にある農地で問題はないと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、中村(精)委員の報告をお願いします。
中村(精)委員		報告のとおり、住宅地の中の農地ですので、承認をお願いします。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号38番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号39番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有本委員		11月1日、事務局、農業委員、譲渡人、譲受人と私で現地確認を行いました。現況は20年以前から畑として利用して、柿が植えてあります。今回は柿畑の一部を購入して農家住宅を建てるといことです。集落内に住んでいる方で両サイドは住宅が建っていますし、前は公共下水が埋設されている道路であり、何ら問題はなく、近隣に迷惑がかかることはありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下田委員		有本推進委員が詳しく説明されたので、何ら問題ないと判断いたしました。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号39番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号40番を審議します。担当推進委員、民谷委員の報告をお願いします。

民 谷 委 員	1 1 月 4 日、加藤農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。農地を贈与して住宅を建てる案件であります。現地は鳥取西インターチェンジから約 2 5 0 m に位置しています。譲渡人の住宅地に隣接した畑地の一部を埋め立して建築する予定です。東側に水田がありますが、問題はありませなし、同意を得ており、周辺農地への支障はないと判断しました。
議 長	引き続き、担当農業委員、加藤委員の報告をお願いします。
加 藤 委 員	民谷推進委員が詳しく説明しましたので、何もありません。
議 長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号 4 0 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号 4 2 番、4 3 番を一括して審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員	砂川農業委員は前回確認しており、私が一人で 1 1 月 1 日に現地確認を行いました。周囲には問題ないと思います。
議 長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂 川 委 員	先月提案の件で、事務局から説明のとおりで、再度申請されたもので、問題ないと思います。
議 長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号 4 2 番、4 3 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第 4 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第 4 9 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号 9 0 番から 1 0 5 番までの全部で 1 6 件となります。市街化区域は 9 0 番、9 5 番、9 9 番、1 0 0 番、1 0 3 番の 5 件となっております。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議 長	整理番号 9 0 番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号 9 0 番、こちらは市街化区域になります。申請地は国府町新通り一丁目で、現況は昭和 4 1 年に本件土地を購入後、住宅が建築され、それ以来、宅地として利用されているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から 2 0 年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号90番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号91番を審議します。担当推進委員、佐藤委員の報告をお願いします。
佐藤委員		11月4日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。長期間耕作放棄ということで、現状は山林化しております。元の農地に復元するのは困難と判断しましたので、ご審議よろしくをお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号91番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号92番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、農業委員の福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		10月31日に推進委員と事務局、買受予定人の4名で現地確認しました。当該地は競売物件で40年くらい奥にある家が空き家で、手前の2筆が今回の申請地となっております。草が繁茂しており、今回の申請で非農地になったら奥の家と合わせて購入し進入路として使いたいとのことで、今回の申請に至ったということです。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号92番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 引き続き整理番号93番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、農業委員の岩永委員の報告をお願いします。
岩永委員		11月4日に推進委員、事務局と3名で現地確認しました。現地は旧国道沿いで、20年以上前に住宅を建築したというもので、周りも全部宅地で、なんで地目が農地のまま残っていたのかということで、周辺に農地もなく何ら問題はございません。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号93番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 整理番号94番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、田渕職務代理者の報告をお願いします。
職務代理者		11月2日に推進委員と事務局、申請人の4名で現地確認しました。地図を見ていただいたらわかると思いますが、道も途中までしかなく、現地まで行けませんでした。非農地として判断しないとイケない土地だと思いました。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号94番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。 整理番号95番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号95番、こちらは市街化区域になります。申請地は湖山町北六丁目で、現況は昭和47年に共同住宅一棟を新築し、宅地として利用しており、現在に至るというものです。人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号95番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。 整理番号96番を審議します。担当推進委員、伊藤委員の報告をお願いします。
伊藤委員		11月9日に農業委員と事務局、申請人夫婦の5名で現地確認しました。申請地は自宅と地続きになっております。20年以上耕作しておらず原野化しているというものです。何ら問題のない土地です。審議、よろしくをお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号96番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号97番を審議します。担当推進委員、田中(清)委員の報告をお願いします。
田中(清)委員		11月7日に農業委員と推進委員、事務局と4名で現地確認しました。現地は、雑木や雑草が繁茂しておりまして、北側の林と一体化しておりました。申請地は常時耕作されてなく、農地復元は不可能と判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。

		(質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号97番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号98番を審議します。担当推進委員は欠席ですので、農業委員の中村(精)委員の報告をお願いします。
中村(精)委員		11月7日に推進委員2名、事務局と4名で現地確認しました。山のすそ野にすでに建物が建っておりまして、朽ち果てる寸前でした。その建物を壊して農地に復元は不可能と判断しました。
議	長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号98番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号99番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号99番、こちらは市街化区域になります。申請地は円護寺で、現況といたしまして、本件土地は長期間耕作しておらず、現在は原野化しているというものです。長期間耕作放棄された為、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地になります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号99番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号100番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号100番、こちらは市街化区域になります。申請地は国府町分上三丁目、現況は20年以上前から耕作しておらず、現在は駐車場として利用しているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号100番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号101番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。

大石委員		農業委員と事務局、申請者2名の合計5名で現地確認しました。申請者の方は現在、市街化区域内に住んでおられるため、申請地を農地として耕作されないということで、雑草などが繁茂しておりました。チェックシートに照らし合わせても何ら問題ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号101番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号102番を審議します。担当推進委員、山本(良)委員の報告をお願いします。
山本(良)委員		11月4日に農業委員と事務局、申請者の代理人の4名で現地確認しました。現地は50年以上前から耕作しておりません。面積も小さくとても耕作できる状況ではありませんでした。問題ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号102番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号103番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号103番、こちらは市街化区域になります。申請地は田島で、本件土地は20年以上前から駐車場となっており、現在もそのまま利用しているというものです。人為的潰瘍地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号103番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号104番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有田委員		11月4日、農業委員と事務局、3名で現地確認しました。登記簿上は、田となっておりますが、現地に行きましたら、高い雑木が生い茂っておりました。平成10年ごろに所有者が体調を崩し、耕作放棄状態になったと伺っております。農地復元は不可能で、非農地として判断することで問題ないと考えます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号104番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号105番を審議します。担当推進委員、川島委員の報告をお願いします。
川島委員		11月1日に農業委員と事務局の3名で現地確認しました。申請地は道路と民家に挟まれた角地になります。平成7年以降、全く耕作されておらず、現地は雑草に覆われており、今後、畑地として活用されるのは不可能と思いました。ご審議、よろしくお願いします。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号105番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 以上で議案第49号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第50号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		鳥取市長から、令和4年11月25日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが新規6件、更新11件、計17件となっております。面積は田が23,377㎡、畑が40,492㎡、計63,869㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権が9件、使用貸借による権利が8件となっております。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議	長	議案第50号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第50号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第51号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		鳥取市長から農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し農業者等に配分する農地の面積は、田が46,124㎡、畑が10,152㎡、総計56,276㎡となっております。 権利種別の内訳は、賃借権24件、使用貸借による権利が7件の合計31件となっております。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第51号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。
		<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和4年度第8回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。
		閉会 午後3時15分